

資料 1 国籍と日本国籍

1 国籍の一般的な意味、役割

(1) 国際司法裁判所の裁判例

国籍とは、国家と個人の間の「愛着の社会的事実、存在の真正な結びつき、利益及び感情を基礎として、相互の権利及び義務の存在を伴う法的紐帯」（国際司法裁判所 1955 年 4 月 6 日ノッテボーム事件判決、甲 61-1）

(2) 現代世界における「国籍」の一般的な意味・役割

① 「権利を得るための権利」

国籍があると、国籍国に対して、世界人権宣言等が掲げる「人類の権利」（ヒューマンライツ、人権）の保障を要求できる。国家は、自国民に「人類の権利」（ヒューマンライツ、人権）を保障することを義務づけられる。

② アイデンティティ（附録資料 3 参照）

国籍はアイデンティティと密接に結びつき、その一部をなす。

※ 「人の出自・国籍は自己の起源を認識する契機として、いずれも自我の確立に深く結びついており、これらは人格権の重要な要素」（東京地裁 2012 年 11 月 7 日判決、甲 63）

2 国籍の具体的な意味、役割の多様性

「国籍」という語：1800 年代初頭に現れた（甲 122・52 頁）。

その具体的な意味、役割は、時代や社会で異なる。

	国籍の意味、役割
大日本帝国	臣民としての地位（主権者は天皇。権利は法律の範囲内で認められるに過ぎない。）
中華人民共和国	明治憲法下と類似。兵役があり（下記④）、天賦人権論に立たず（⑤）、国籍離脱の自由は保障されず（⑥）、国籍は主権者の範囲を画する機能を有しない（②）。
米国	社会契約に基づく協働の事業のメンバーシップ
現在の日本	主権者としての地位。憲法が定める基本的人権保障の土台。

中華人民共和国の憲法と国籍（甲 109）

- ① 「労働者階級が指導し、労働者・農民の同盟を基礎とする人民民主主義独裁の社会主義国家」（中華人民共和国憲法 1 条 1 項）。
- ② 主権は「人民」にあるが（同 2 条）、国籍保有者（「公民」。同 33 条 1 項）は、統治主体・主権者としての「人民」とは必ずしも同一でなく、人民民主主義独裁の対象である「敵対的勢力および敵対的階級」（同前文）をも包む。

- ③ 三権分立はなく民主集中制（同3条1項）が採用されている。
- ④ 兵役義務がある（同55条）。
- ⑤ 天賦人權論を前提としない。
- ⑥ 国籍離脱の自由がない（中国国籍法10条、12条）

米国連邦最高裁 アフロイム対ラスク事件判決

(Afroyim v. Rusk 387 U.S.253,267(1967)、甲 67-1)

「この国（this Nation）における市民権は、協働しながら遂行する事業（cooperative affair）の一部である。市民（団）（its citizenry）こそが国家（the country）であり、国家（the country）とはその市民（団）（its citizenry）である。我々の自由な政府（free government）の本質は、一時的に公職に就任中のある市民集団が他の市民集団の市民権を奪うことができるという法原則（a rule of law）とは、まったく調和しない。……。我々の判示は、この市民に対して、彼自身の権利である、彼が自由意思でその市民権を放棄しない限り自由な国家の市民としてありつづけるという憲法上の権利を、付与する以上のものではない。」

市民の総体を国家とみる考え方は、憲法制定会議における金森徳次郎国務大臣の説明（下記）と同様のものといえる。

甲163・181～182頁

国務大臣 金森徳次郎 一体国と云うものが何であるかと云うことは、容易に答え難いことでありましょう。けれども国民と云うものは我々はありありとこれを見得るものであります。哲学的に言ったならば、国民と云うものは見えないものかも知れませぬ。併し国民各個の人間は見えるのでありますから、その各個の人間を総合的に考えます所の国民と云うものも、先ず見える部類に依るものと見て宜かろうと思ひます。それを従来は特に国と云う方に着想を重く置いて、国がどうして出来て来るかと云う個々の国民の方に少くとも重点を置かなかつた嫌ひがあるのであります。（後記4参照）

そこで国家が或る特定人の専横に依つて動いて行つても、それは国と云う一つのものである。例えば外国で言えばヒトラーがこれを導くと云うことに何の不思議もない。ヒトラーの意思は即ち国の意思である。斯う云うような一つの形而上学的な判断を加えて、それで満足することが出来た訳であります。併しそう云う考え方よりも、国と云うものは国民全体が基本となつて出来て居るものである。故に国民の方に着想を置きますならば、国の謂わば独善的な働きと云うものは考えられませぬ。足の二本ある個々の人間に全部繋がりを持った国家と云うものがはっきり念頭に浮いて来るのであります。そう云う念頭に浮いて来ると云うことをはっきりさせたいと云うのが今の日本の現状であり、この憲法の生れて来た所の由来ではなからうか。

3 最高裁裁判例に現れた日本国籍

日本国の主権者たる地位を基礎づける「我が国の構成員としての資格」であるとともに、「我が国において基本的人権の保障，公的資格の付与，公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」（2008 年 6 月 4 日最高裁大法廷判決）

「憲法の国民主権の原理における国民」とは、「日本国民すなわち我が国の国籍を有する者」である（1995 年 2 月 28 日最高裁第 3 小法廷判決）。

主権者たる日本国民つまり日本国籍の保有者は、①「日本国の統治者」であり^[1]、②直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為や公務員の任免についての最終的決定権を有しており^[2]、③公務員を選定罷免する権利と、国民の代表者である「両議院の議員」の「選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利」が「固有の権利として保障」されている^[3]ほか、④憲法改正手続に参加する権利も保障されている（憲法 96 条）。

^[1] 2005 年 1 月 26 日最高裁大法廷判決（外国人公務員東京都管理職選考受験訴訟判決）。

^[2] 1959 年 12 月 16 日最高裁大法廷判決（砂川事件判決）、1960 年 6 月 8 日最高裁大法廷判決（苫米地事件判決）、1995 年 2 月 28 日最高裁第三小法廷判決（定住外国人地方参政権訴訟判決）。

^[3] 2005 年 9 月 14 日最高裁大法廷判決（在外邦人選挙権制限違憲訴訟）、憲法前文 1 項、15 条、43 条等。

3 日本国籍の剥奪と日本国憲法

憲法 10 条「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」は、本人の意思に反する日本国籍の喪失（剥奪）を許容するのか？

日本国籍の剥奪は、憲法の諸原理と深刻な対立関係にある。

（1）国民主権原理との対立

主権者を代表民主制のプロセスから追放することになる。追放された者は議会で「明日の多数者」となることができず、権利侵害の回復も図れない。（甲 66・39、97～98、138～139 頁）

（2）基本的人権尊重原理との対立

現在及び将来の国民に永久に約束された基本的人権の保障の土台が失われる（甲 229・4 頁）。侵害される基本的人権の数は死刑に次ぐ。

（3）「個人の尊重」原理との対立

個人の自由意思の圧殺であり幸福追求を阻害する。国籍はアイデンティティにも深く関わるので、アイデンティティ（人格権）も毀損される。

4 大日本帝国憲法と日本国憲法

穂積八束、「国民教育憲法大意」（1897 年、甲 80）

国民は「絶対ニ、無限ニ、国權ニ服従スル者ナリ」。（31 頁）

帝国議會の位置づけと権限については、「帝國議會ハ統治ノ機関ナリ統治ノ主體ニ非ズ」「帝國議會ハ天皇ノ統治權ヲ行フノ機関タリ臣民ノ權利ヲ行フノ機関ニ非ズ、臣民ハ帝國議會ヲ組織スルニ於テ參與スルコトアリ、然レトモ組織セラレタル帝國議會ハ國家ノ機関ニシテ臣民ノ事務所ニ非ス、其ノ職權ハ國家ノ機関ノ職權ニシテ臣民個人ノ權利ニアラサルナリ、例セハ立法ニ參與スルハ臣民ノ權利ノ行使ニアラスシテ統治機関ノ職權ヲ行フモノナリ」。（43～44 頁）

文部省教学局「臣民の道」（1937 年、甲 81）

文部省「国體の本義」（1941 年、甲 82）

	大日本帝国憲法（1889 年）	日本国憲法（1947 年）
性質	欽定憲法（甲 84 ほか）	民定憲法（議論に基づく社会契約、甲 2）
主権者	天皇（国会も立法の参与機関、甲 86）	国民（国会は国権の最高機関）
国籍	臣民（Subject）たる地位	①日本の構成員の資格 ②日本において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位 （2008 年 6 月 4 日最高裁大法廷判決）
原理等	権利・自由は恩恵、臣民の道。法の下での平等は公務就任権のみ	国民主権、基本的人権尊重主義、個人の尊重、平和主義、国際協調主義